「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」の概要
“关于防止被盗汽车的拆解及出口等条例”的概要

○　公安委員会への届出
　自動車部品を販売する目的で自動車を解体する者又は中古自動車を輸出する者（以下「事業者」という。）は、事前に公安委員会への届出が必要となります。
　届出内容に変更が生じた場合も届出が必要です。
○　向公安委员会申报
　以销售汽车零部件为目的的汽车拆解公司或出口二手汽车的公司（以下称为“经营业者”。）需事前向公安委员会申报。
　如果申报内容发生了变更，也需再次申报。

○　標識の掲示
　自動車の解体場所や保管場所ごとに、定められた事項を記載した標識を掲げなければなりません。
○　张贴标识
　必须在汽车的各个拆解地点和保管地点分别张贴注明了规定事项的标识。

○　従業員名簿の備付
　事業所には従業者名簿を備え付けなければなりません。
　従業者が日本国籍を有していない場合は、在留資格などを確認し、名簿に記載する必要があります。
○　配备员工名单
　必须在事业所内配备员工名单。
　如果员工没有日本国籍，则需确认其在留资格等，并在名单中注明。

○　取引相手の確認
　自動車を引き取るときは、相手の氏名などを確認し、その記録を３年間保存しなければなりません。
　引き取る自動車が盗難自動車の疑いがある場合は、警察官に申告しなければなりません。
○　确认交易对方
　接收汽车时，必须确认交易对方的姓名等，并将该记录保存 3 年。
　如果接收的汽车存在是被盗汽车的嫌疑，必须向警察申报。

○　良好な生活環境の確保
　事業者は

・　事業所周辺の道路では、安全で円滑な交通を確保する
・　保管している自動車の倒壊を防止する
・　燃料油などの流出防止や騒音を低減する

ことに努めなければなりません。

○　保障良好的生活环境

经营业者必须致力于

・　在事业所周边的道路上保障安全且顺畅的交通
・　防止保管的汽车发生倒塌
・　防止汽车燃油等流出及降低噪音。

○　自動車の保管命令

警察本部長又は警察署長は、引き取られた自動車が盗難の疑いがある場合には、その自動車などの保管を命令できます。

○　汽车的保管命令

如果被接收的汽车存在被盗的嫌疑，警察本部长或警察署长能够命令保管该汽车等。

○　知事、公安委員会による指示

知事、公安委員会は、条例に基づき、事業者に必要な指示ができます。

○　知事、公安委员会发出的指示

知事、公安委员会能够根据条例，对经营业者发出必要的指示。

○　停止命令

公安委員会は、事業者が条例に違反したときや刑法第 256 条の罪などを犯したときは、事業の停止を命令できます。

○　停止命令

经营业者违反了条例时或触犯了刑法第 256 条等时，公安委员会能够命令其停止开展事业。

○　土地貸付者の責務

土地又は建物の貸付者は、事業者との契約において

・　盗難自動車を引き取らないこと
・　盗難自動車を引き取っていることが判明したときは、契約を解除できること

を定めなければなりません。

○　土地出租方的责任和义务

土地或建筑物的出租方必须在其与经营业者签订的合同中规定

・ 不允许接收被盗汽车

・判明已经接收被盗汽车时，能够解除合同。

○　土地貸付者に対する勧告

公安委員会は、盗難自動車が引き取られていると認めるときは、土地又は建物の貸付者に対し、必要な措置をとるように勧告できます。

その者が勧告に従わないときは、勧告の内容などを公表できます。

○　对土地出租方的警告

公安委员会判定被盗汽车已经被接收时，能够警告土地或建筑物的出租方采取必要的措施。

该土地出租方不听从警告时，公安委员会能够公布警告的内容等。

○　立入調査

知事及び公安委員会は、事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができます。

警察職員などは、調査のため事業所に立ち入り、関係者に質問することができます。

○　入场调查

知事及公安委员会有权要求经营业者提交报告或资料。

为了开展调查，警察职员等能够进入事业所，并向相关人员提问。

○　主な罰則

◆　１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

停止命令に違反した場合

◆　６か月以下の懲役又は３０万円以下の罰金

・　開始の届出をしなかった場合

・　取引相手の氏名や、引き取る自動車の所有者などを確認しなかった場合

・　保管命令に違反した場合

◆　３０万円以下の罰金

・　変更の届出をしなかった場合

・　従業員名簿を備え付けなかった場合

・　立入調査を拒否した場合

○　主要的惩罚条例

◆　１年以下徒刑或 50 万日元以下的罚款

违反了停止命令的情形

◆　６个月以下徒刑或 30 万日元以下的罚款

・　没有提交开始申报的情形

・　没有确认交易对方的姓名或要接收的汽车原持有人等的情形

- 违反了保管命令的情形

◆ 30 万日元以下的罚款

- 没有提交变更申报的情形
- 没有配备员工名单的情形
- 拒绝入场调查的情形